

Reps 利用規約

第1条（契約の成立）

本会則によって定める条項はパーソナルジム Reps(レップス、以下「当社」という)が、会員に対し、サービスを提供するに際して適用されます。会員は下記条項に同意し、会員登録が完了することにより、本契約が成立します。

第2条（目的）

当社は、パーソナルトレーニング、ピラティス(マシン、マットを含む)、ストレスリリースプログラムのサービスを提供し、会員の心身の健康維持、増進を寄与することを目的とします。

第3条（個人情報の管理）

当社は、会員の個人情報を、当社が別途定める個人情報保護方針に従い管理します。

会員は、当社が本契約に基づき取得する会員の個人情報につき、会員の個人情報保護方針の範囲において使用されることがあることに同意します。

第4条（入会資格）

本サービスの入会資格は、以下の項目の全てを満たすものとします。

- ① 本規約及び当社の諸規約を遵守すること。
- ② 入会申込を行う者が、入会申込書に記載された本人と同一人物であることを確認できること。
- ③ 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動・宗教活動団体等）に属していないこと。
- ④ 医師または医療機関等から運動を禁じられていないこと。
- ⑤ 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病に罹患していないこと。
- ⑥ 一時的な意識の喪失や筋肉の痙攣などの症状を招く疾病に罹患していないこと。
- ⑦ 妊娠していないこと。
- ⑧ 過去に当社より本規約に基づき除名されていないこと。
- ⑨ その他、当社が会員としてふさわしくないと判断されていないこと。
- ⑩ 満16歳以上であること。（未成年の場合は親権者の同意を得ていること）

第5条（入会プラン・会費）

会員は、当社が定めた「入会プラン」を選択、入会をし、次条に従い規定の会費を支払うものとします。

各プランにおけるサービス内容に変更が生じた場合、会員はその変更内容に従うものとします。

当社の本サービスの会員資格は、本規約に別段の規定がある場合を除き、会員本人以外の第三者に譲渡、貸与、相続等はできないものとします。

第6条（支払方法）

会員は、当社に対し、第4条に従い、契約コース会費を翌月分の会費を毎月20日限り、クレジットカード、もしくは銀行振込による方法で支払うものとします。

なお、当規約に定める方法による退会、休会の手続きを取らない限り、会費の支払義務は継続して発生するものとします。

契約コース会費以外のオプションサービス（回数券、プロテイン等）の利用により所定の費用が生じた場合、会員は、都度、当社の指示する方法により同費用の支払いを行うものとします。

第7条（休会・コース変更）

会員は、各月の10日（休業日の場合、翌営業日）までに、当社に対して所定の方法により休会・コース変更を申し出ることにより、翌月からの休会、またはコース変更をすることができます。

休会期間は最長6ヶ月とします。

第8条（退会）

会員は、各月末（休業日の場合、前営業日）までに、当社に対して所定の方法により退会を申し出ることにより、翌月末日をもって退会をすることができるものとします。

第9条（予約変更・キャンセル）

1. トレーニング予約の変更及びキャンセルは、予約日時の12時間前までとし、当社が指定する方法でトレーナーに連絡するものとします。
2. 12時間以内の変更及びキャンセルは1回分の消化とします。

3. ご連絡のない10分以上の遅刻は、無断キャンセルとさせていただく場合がございます。
4. 遅刻された場合、トレーニング内容を制限させていただく場合があります。

第10条（会員の遵守事項）

- 1 会員は、本ジムの利用にあたって、自らの責任で適切な健康管理を行うものとします。
- 2 会員は、自己及び他の会員その他の第三者の安全に配慮して本ジムを利用するものとし、当社のスタッフから、事故の回避や怪我の予防等のための指示を受けた場合、当該指示に従うものとします。
- 3 会員は、第2条に定める当社の目的に合致する利用目的に限り、施設を利用できるものとし、休憩等、目的に合致しない利用はしてはならないものとします。
- 4 会員は、当社が所在するテナント施設一般の使用ルールを遵守するものとし、他のテナントや周辺環境に対しての迷惑になり得る行為は厳に慎むものとします。
- 5 会員は、トレーナー・スタッフと個人的に連絡を取り合わず、当社を介したやり取りを行うものとします。

第11条（除名）

会員が次の各号に該当する場合、会員資格の除名をすることができるものとします。この場合、支払済みの会費等は、理由の如何を問わず一切返還しないものとします。

- ① 本規約、その他規則に違反し、その違反の解消が見込まれないものと当社が判断したとき。
- ② 法令または公序良俗に反する一切の行為を行ったとき。
- ③ 当社の施設内設備、器具、備品等の損壊、窃盗が発覚したとき
- ④ 当社・トレーナー・スタッフや他の会員への誹謗中傷・嫌がらせ・つきまといや暴力、盗撮、痴漢、覗きおよび名誉、信用を毀損したとき
- ⑤ 会費等の支払いを延滞、滞納したとき
- ⑥ その他、当社が本サービスの会員としてふさわしくないと判断したとき

第12条（事故責任）

- 1 会員は、自己責任において体調管理及びトレーニング等への参加をするものとし、体調に異常が生じた場合には早急にトレーナーに申告するものとします。
- 2 本施設内において紛失や盗難、持込物の損傷等が発生した場合でも、当社は、当社の

故意又は過失がない限り、一切の責任を負いません。

3 本施設内において発生した事故等により会員が損害を被った場合でも、当社は、当社の故意又は過失がない限り、一切の責任を負いません。また、仮に当社に帰責性がある場合においても、責任の範囲は、社会通念上相当な範囲の損害に限られるものとします。

4 会員は、法令の範囲内で本施設等をご利用ください。本施設の利用に関連して会員が日本又は外国の法令に違反した場合でも、当社は一切の責任を負いません。

5 当社は、本施設の閉鎖、休業、使用停止、本サービスの中断、中止、変更、その他本施設等を利用する上での障害等が生じないことを保証しません。また、当社は、本施設の修繕、メンテナンス、災害等による被害防止のため必要がある場合、その他合理的な必要がある場合に、会員に通知することなく、本施設の閉鎖、休業その他の必要な措置を実施することがありますが、この場合においても一切の責任を負いません。

6 当社は、天災、地変、火災、ストライキ、通商停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負いません。

7 本施設の利用に関し、会員が他の会員との間でトラブル（本施設内外を問いません。）になった場合でも、当社は一切の責任を負わず、これらのトラブルは、当該会員が自らの費用と負担において解決します。

第13条（諸費用の改定）

当社は、入会契約及び本規約に基づき会員が負担する諸費用につき、経済情勢、事業上の必要に応じ、変更することができるものとします。ただし、当社は諸費用についての改定を行う場合、改定日の1カ月以上前までに当社における掲示等の方法により会員に告知するものとします。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、過去または現在そして将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと及び反社会的勢力と密接な関係を有していないことを表明し、確約します。
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して、暴力行為や要求または法的な責任を超えた不当な要求を行わないことを確約します。
3. 当社は、会員が反社会的勢力に属すると判明した場合または前各項に違反した場合は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができること

とともに、当該解除により当社が被った損害の賠償を会員に請求できるものとし
ます。なお、この場合、当社は、当該解除により相手方が被った損害について賠償する
責を負わないものとします。

第15条（拾得物）

- 1 会員は、自己が本施設に持ち込んだ物品等について、自己の責任で管理するものと
します。
- 2 当社は、本施設における会員の忘れ物又は落とし物（以下「拾得物」といいます。）を
発見した場合、当社所定の保管期間の間保管するものとします。ただし、拾得物が腐敗す
る等当該拾得物の保管が本ジムの運営上適切でない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、前項の保管期間経過後、拾得物を当社所定の方法により処分することがで
き、会員は、これに異議を述べないものとします。

第16条（裁判管轄）

入会契約に関して紛争が生じた場合は、当社の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判
所とするものとします。

以上

Reps